

第三十回国参議院内閣委員会會議録第九号

昭和三十三年十月三十一日(金曜日)午後一時五十二分開会

委員の異動

本日委員西川弥平治君及び重宗雄三君辞任につき、その補欠として御木亨弘君及び宮田重文君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 永岡 光治君  
理事 大谷藤之助君  
松岡 平市君  
矢嶋 三義君  
竹下 豊次君

委員

木村憲太郎君  
御木 亨弘君  
佐藤清一郎君  
増原 恵吉君  
松村 秀逸君  
宮田 重文君  
千葉 信君  
八木 幸吉君

國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君  
運輸大臣 永野 護君

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君  
大蔵省主計局長 石原 周夫君  
大蔵省管財局長 賀屋 正雄君  
運輸政務次官 中馬 辰猪君  
運輸省鉄道監督局長 權田 良彦君  
郵政省電気通信監督官 岩田 敏男君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君  
会専門員

説明員

大蔵省主計 岸本 晋君  
局給手課長  
大蔵省管財 谷川 宏君  
同総務課長

本日の会議に付した案件

○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(永岡光治君) これにより内閣委員会を開会いたします。

まず、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き、質疑を続行いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 大臣に伺いますが、昨日今度の改正に当って、健康保険法の一部改正に伴って一部負担の制度を改正した、初診料その他ですね。どういふわけで一部負担にしたのかということとを伺ったわけです。一部負担をしなければやっつけいけないのかどうかというところを伺って資料の提出を要望したわけですが、今それをいいたきました。これをつぶさに検討する時間がないうわけですが、しかし一通り目を通すと、専売共済組合の利益金、これは単位は四でですね。五百十一万円、それ

から国鉄共済組合の利益金を見ますと、二億九千八百八十四万円、それから日本電信電話共済組合の利益金を見ると、四億六千九百五十六万円何がし、この億単位の利益金があるわけですね。こうなりますと、一部負担を新たにやらなくても十分やっていけるのではないかと、かように私は出された損益計算書から判断するわけですが、その点はどういふふうにお考えになつていらつしやるのでしょうか。

○國務大臣(永野護君) お説の通り、ただいまのところの決算の結果は非常によくなつております。ただ、御承知のような医療費の改正がありまして、新点数制によりまして、将来は支出の方がかなり大幅に上る見通しでありまして、なお国鉄の場合につきましては、今回の法律改正によりまして、療養の給付を原則とする給付制度に切りかえなければなりませんので、それにつきましても相当経費が増加すると見込まれております。従いまして一応百円の初診料ということ、健康保険とつり合ひをとったという理由が一応の理由でありますけれども、将来の支出の増加がかなり具体的に見通されておりますから、それに相応するに一部負担というところを取り入れたのであります。従いまして、今までの過去の決算の数字は、将来これは継続はしないという前提に立つた改正であります。

○委員長(永岡光治君) 先刻委員の異動がございました。重宗雄三君及び西川弥平治君が辞任され、後任として宮田重文君及び御木亨弘君が委員に選任されました。

以上御報告いたします。

○矢嶋三義君 現在における損益計算書からいえば大丈夫であるが、将来を見通した場合に、これではやっていけないので、こゝろで改正をやつたんだと、その理由としては、新点数表の実施によつて支出が多くなる、こゝろの説明ですが、新点数表の実施に際しては、医療の質の向上をはかると、しかし、患者の負担増は来たさないと、多く負担増を来たさないと説明が、かつて政府側からもなされたわけですが、このたびは新点数表実施のため、将来支出が多くなるから云々というところは、新点数表実施によつて患者の、組合員の負担増をはかるといふことになるわけで、聞きよによつてはおかしいと思ふのですが、その辺はどの程度負担は多くなるという数字を持たれておられるのですか。

○國務大臣(永野護君) 大体八割半くらいは経費増になる見込みであります。その経費増の八割半の内容につきましては、政府委員の方から御説明いたします。

○政府委員(權田良彦君) 補足してお答え申し上げますが、先ほど大臣からお答えがありましたように、この一部負担金制度を取り入れられましたのは、提案理由にも申し上げましたように、健康保険法で一部負担制が実施されましたときには、確かに赤字解消の一つの原因ではございましたが、被保険

者間の負担の均衡、または医療水準を上げるということも大きな目的であつたと考えられるのでございまして、一方、共済組合法が、いわば健康保険法を、保険を代行するものでございまして、その基本的制度については同一にする方が妥当であるという根本的な趣旨に立つておられますが、この赤字黒字の問題になりますと、先生も御指摘の通りに、共済組合の短期経理の収支は、昨年度の決算もお示ししましたように、確かに黒字ができておるのであります。従つて収支状況だけからは、この一部負担制をとらなければ収支が合わないというものではない決算の数字が出ておられますけれども、一方、この決算のことでございまして、将来の見通しを申し上げますと、今大臣のおっしゃつたように、この点数表の問題以外に、さらに療養給付の問題その他で、私どもの方の国鉄の共済組合を例にとりますと、今後一、二年の間に相当苦しい状況が来るのではないかと見通しを申し上げます。今大臣が、この法律にも書いてありますように、当分の間は払い戻しその他に、暫定措置がついておられますが、将来にわたつてなおこれが全体として黒字であれば、理屈から申し上げますと、これは掛金を下げる方向へ向うべきであります。一部負担金制度といふものは、先ほど申し上げたことによつて講じなければ適切でない事務的に考えた次第でございまして。

なお、今新点表のお話がございましたが、新点表は御指摘の通りに八・五増で今回組まれたと私も記憶しておりますが、私どもの方で今申し上げましたのは、いわゆる新点表の八・五増の増加に伴うところの負担増とは考えておらないのでありまして、前に申し上げましたような趣旨で事務的に考えた次第でございまして、上、補正して御説明申し上げます。

○委員(永岡光治君) なお、政府側から永野運輸大臣、中馬運輸政務次官、樺田鉄道監督局長、佐野大蔵政務次官、岸本主計局給与課長、岩田電気通信監督官が出席されております。

○矢嶋三義君 で、余裕財源が生じた場合には、一部負担金を払い戻すという規定がされているようですが、それは今のあなたの答弁とあわせ考えれば、一部負担金を健康保険法の改正に伴ってしめらう、そして余裕財源ができれば、その範囲内で一部償還をする。しかし、恒常的にこれを考える場合には、掛金の引き下げということに結びついていく。若干ここで経理をやってみて、そういう結果になれば掛金の引き下げということが予想される、こういうふうに了承してよろしいですか。

○政府委員(樺田良彦君) お答え申し上げます。この一部負担金の払い戻し、その他の措置が、先生の御指摘のように今回の経過規定で出ておりまして、その返還をどんな方法でやるかというところでございまして、方法としては、まあ現実的に組合員が支払いましたその金額を現金で払い戻す方法、あるいはこれらの現金を組合員に払い戻さずに別途積み立てて、組合員の福祉の

ために利用するというようなやり方、またあるいは付加給付を実施するといういろいろな方法があるわけでございしますが、いずれの方法をとるにいたしましても、これはまあ先の見直しにも関係はいたしまして、短期経理全体の収支の見直しにも関係はいたしますので、実は事務的にはなお十分の検討を要すると存じまして、関係方面において目下慎重に検討中でございます。従って、経過規定の返還方法は、以上、御説明申し上げますが、これがもし御指摘のように、将来長期にわたって確実に黒字であれば、理屈としてはこれは掛金を下げるということに共済組合の性質上相なるかとも思ひまして、先ほどそれに触れたわけでございます。

○矢嶋三義君 あなたの答弁は、発音も内容も非常に明確でよくわかりますが、今出ましたこの付加給付、付加給付の実施状況は、完璧に行われておりますか。実情はどうですか。

○政府委員(樺田良彦君) 今払い戻し方法で、たとえば方法を三つ申し上げましたうちの付加給付の実施は、今のところまだ実施しておりません。今回、この法律の御賛成を得て、執行に当りました場合に、三つの方法として慎重に検討したい、かように考えております次第でございます。

○矢嶋三義君 付加給付制度があるわけですが、新たに一部負担をしていただく、その結果余裕の財源が出てきた、そのときに一部負担金を払い戻す、それで付加給付をやるといふのは、私は筋が通る、おかしいのではないかと思うのですがね。そういうことは別個に付加給付は付加給付としてやるべきじゃないでしょうか。

○政府委員(樺田良彦君) 仰せの通りでございます。今いろいろな方法を例示で申し上げまして事務的に検討している内容を申し上げたのであります。付加給付の問題は、もし一部負担の制度の採用のために財政的な好転が見込まれ、余裕財源ができればそういう意味で考えられるという意味で申し上げたのでございます。

○矢嶋三義君 次に伺いますが、公共企業体職員の退職金ですね、この引き上げがこの法案の中に盛り込まれるかと予想しておいた。ということとは、第二十八回国会において国家公務員共済組合法並びに退職金の暫定措置法が通った場合に、関係者の退職金が、暫定措置で引き上げになりましたので、それにつり合ふように公共企業体職員の退職金の引き上げが、二割ないし三割程度引き上げる内容のものが盛り込まれるだろうと思つたが盛り込まれていない。昨日運輸大臣に伺いましたところ、調子を合わせるためにこうしたのである、というので、どういふふうに調子を合わせるのか数字をもってお示しを願いたいと昨日お願いしておいたわけですが、その調子の合わせ方を説明して下さい。

○政府委員(樺田良彦君) 御指摘の通り退職手当暫定措置法の改正で、公共企業体の退職手当の問題が起つて参りました。これは先生のたゞいま御指摘のようないふ法律の付則で、別の法律で定めるといふことになっておりますので、別の法律をお出しするべく、目下関係当局で準備中でございますが、すでに御案内の通りいわゆる共済組合

の退職年金とまたいわゆる退職手当等総合したもの退職給付として考えられるのでございまして、この国家公務員と公共企業体職員との間に、これらの均衡をとる必要がございます。これまた御承知のように共済組合の退職年金につきましては、実はこの前にこの国会で御成立願いました五現業のそれと公社職員のそれと基礎俸給が違つていたので、いわゆる最終俸給問題と最終三力年平均俸給問題というものがございまして、基礎俸給が違つております。また、退職一時金につきましても、これはまあ一時金でございますが、これが両者とも要件並びに給付額が違つていて、これをあわせて考えますと、共済組合の方は御案内のようになり立っておりますし、いわゆる退職手当は公社の方で払うというものでございまして、その筋合いも違ひ、従つてこれらを考へてこの三公社の退職手当を考へる必要がございます。法律的に言へば、退職手当暫定措置法の附則に基きます別法律を御提出いたさなければならぬわけ柄でございます。

で、目下これを数字的にも制度的にも運輸、大蔵、郵政で検討中でございます。これは非常に複雑な数字になっておりまして、いろいろな年数で違つて参りますので、実は三省とも成案をまだ正直なところ得ていないのでありまして、これを早急に成案を得次第、附則に基く別法律として提案いたしたい、かように考へておりますのでそのいきさつを申し上げた次第でございます。

○矢嶋三義君 運輸大臣に伺いますが、今政府委員の説明された附則に基く別法律、これは三省間で検討されているということなんですが、検討されて次の通常国会くらいに御提案になられるんでしょいか。どういふふうにお考えになっておられるのですか。

○国務大臣(永野護君) 政府委員からも申しましたように、非常に複雑な数字になっておりまして、そして三省の間にそれぞれの違った数字が出ておりますので、これの調整をとりまことに鋭意努力しておるのでございます。なるだけ早く出したというところは念願しておるのでありますけれども、時期を通常国会までに必ず出せるかどうか、今ここではつきり申し上げることはできませんけれども、ぜひ出せるようにしたいと思つて努力をしております。

○矢嶋三義君 大蔵政務次官にちよつと伺いますが、こういうことを聞くんですが、いかがなものなんでしょうか。それは公共企業体職員の退職金の引き上げは、大蔵当局としては期待に沿うようにやつてもよろしいが、公共企業体職員共済組合の方では資金運用部資金の方に預託してくれない。だからその懸念と言へばおかしいのですけれども、そのお返しの立場から、なかなかうんと言わないのだと、こういうふうなことを聞くのですが、どうなんでしょうかね。その点、事情をちよつと承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(佐野廣君) ただいま矢嶋委員のおっしゃいました点、別に懲罰的に云々というふうなことを考へておるわけではございませんので、ことに退職手当の問題につきましては、今運輸大臣から御答弁の通りで大体着手を

いたしておりました、その今のお話しのよう資金運用部に預託の問題で、そういう経過に見ますと、そういう方向へ現段階においては進んでおりますが、別にこれでは懲罰的とか報復的とか、こういふふうなことは考えておりませんし、考えるべきものじやないことは申すまでもございませぬ。御了承願います。

○矢嶋三義君 国家公務員共済組合法を審議する場合も質疑応答したわけですが、この組合員がささやかでもあるが非常に高価である掛金を納める。その納めた金を大部分を資金運用部資金のところに預託してしまつて、そして大蔵大臣の掌握のもとにこれが入つて、そして大蔵大臣の方針のもとに組合員の掛金が使われなければならない。これはある程度は助言なり指導という立場はよろしいと思つたのですが、やはり共済組織から考えて組合員の掛金は、これは組合員の意向というものが強く反映されて、そして組合員の福祉増進のために福利厚生施設の拡充等に使われるようにしなければならぬと思つたのです。従つて資金運用部資金に預託して大蔵大臣の自由になる勢力範囲内に、金を君持つてこないから、だからどうだというふうなことは、まさかあるまいと思つたわけですが、念のため聞いたわけですが、預託がないことは無関係だと今の答弁で承して安心したわけですが、そうすね。

○政府委員(佐野廣君) 退職手当につきましては、全くその通りでございまして、厚生年金積立金は資金運用部預託でありますから、それと均衡をとつて共済積立金の一部を預託することと

しておるのでありますけれども、今の矢嶋委員のおっしゃいましたような点につきましましては、全くそういう意図はございませぬ。

○矢嶋三義君 次に、少し具体的なことを承りたいと思つたのですが、共済組合に勤めている職員です、その職員が公共企業体に転職と申しますか身分がえと申しますか、そういうした場合に、それらの期間は通算されて公共企業体職員等共済組合法の適用を受けるようになつておりますか、これは間違いかどうか、私もうなつていふと思ふ。ところが、一方共済組合の職員が、国家公務員の方に身分がえをした場合、その場合にこれは期間が通算されて、国家公務員共済組合法の適用を受けるというふうになつていないのです。

これは私の今伺つたのは間違ひかどうかという点。前者は通算されて法の適用を受け、後者は通算もされないし、もちろん国家公務員共済組合法の適用を受けなければならぬ。こういう点が、私はアンバランスだと思つたのです。これは両方通じて共済組合の職員が、そういうふうな身分がえをした場合は、いずれも身分がえをした共済組合法を適用して、その勤務期間も通算するようにするのが、私は立法精神に合つていふと思つたのですが、いかがでしようか。

○政府委員(権田重彦君) 組合の職員が通算されるかという一つの問題、これは御承知の通りに、組合職員につきましては、この法律ができましたときに組合員になつたわけがございまして、で、問題は、この年金の資格期間というものは通算されるかどうか、その点は御案内のように、すでに旧組合時

代においては、組合の職員から公社職員に移行するのが例でございまして。そのために公社職員の期間だけでは二十年に達しない。しかし組合職員の期間をいれれば二十年に達する。そうすると、これは年金資格期間があるわけがございまして、その点が今までの公共企業体共済組合法では欠けておりました、御指摘の通りに……。で、今回のこの法律によりまして、こういうのも年金資格期間に通算されるということに相なりますので、その点が大きい改善されるわけがございまして。それから国家公務員とこの公共企業体共済組合法の組合員との間には、これは二つの制度が並立になりまして通算はございませぬ。さうに理解しております。

○矢嶋三義君 私の理解と同じなんです。公社の場合、国家公務員共済組合法を適用して、期間も認められるにすべきものだと思つたのですが、ね。こういう立法精神からいってそうあるべきものだと思つたのです。大蔵政務次官の答えを願ひたいのです。そういうふうな改正してもらいたい。

○政府委員(佐野廣君) 政府委員からちょっと事務的な答弁をさせていただきます。そのあとで御答へいたします。

○説明員(岸本善君) 技術的な問題でございまして、政務次官にかわります。御答へさせていただきます。御質問の公共企業体の共済組合の職員が国家公務員になつた場合に、なぜ期間通算がないかという御質問かと思ひますが、公共企業体の共済組合の職員というものは、元来公共企業体の職員そのものではございませぬ。しかし、公共企

業体の重要な共済年金、そういう仕事を携わつておりますので、その公社の職員並に共済制度を適用し、資格期間も通算し、こういう建前に相なつたわけがございまして。それが公社の共済組合の職員が公社の職員にならないうで、直接に国家公務員になつた場合にはどうかという御質問でございませぬ。この点は、期間通算はやはりいたしておらないわけがございまして。つまり、公社という特殊な企業体の職員である、関係している職員であるという意図で、その公社の共済組合に加入しております。それが国家公務員になりました場合は、いわば民間の職員の方で、国家公務員になつたというのと同一立場になるわけがございまして。そこで、ただいまのところは、この問題は国家公務員共済組合の方では取り上げていないのでありますが、将来いろいろ諸年金制度の通算措置というふうな問題が出て参ります。そういう場合には、総合的に検討したいと考えております。

○矢嶋三義君 もう一つ聞きますが、たとへば国家公務員共済組合の職員が国家公務員になつた場合で、国家公務員共済組合法を適用して期間も認める、これはさうなつておらぬのです、今。

○説明員(岸本善君) 国家公務員共済組合の職員が国家公務員となつた場合、これは現在ございませぬ。ただ後に雇用した国家公務員になりました場合は、過去の期間ある一定の条件を限り認めております。たとへば国家公務員共済組合の事務職員は、従来厚生年金保険に入つております。そういう方々が今度の国家公務員の共済組

合法の改正によりまして共済組合法の適用を受けることになつたわけがございまして。その場合に厚生年金保険の被保険者であつた期間は資格期間に通算するということにいたしております。従いまして、そういう人たちがさらに雇用人たる国家公務員になりました場合には、過去の厚生年金保険の被保険者であつた期間も全部通算する、こういう建前になつております。

○矢嶋三義君 そのあとのところは了承します。あまり制限をつけないで、こういう制度というのは、福祉国家を目指す社会政策の一環で、すなわち、あまりむずかしいことを言わなければ、筋は通さなければならぬですけども、大きな立法精神から、勤労者のためになるように扱つていただきたい。その点はさらに検討していただくように要望しておきます。

それらと類似した問題として一つ具体的な問題でございまして、ここで転出組合員とか、復帰組合員とか、転入組合員とか、更新組合員とかいろいろ術語が出てきておりますが、たとえば国鉄に勤めておつた職員が国家公務員になる、そして再び国鉄に復帰する、こういう復帰組合員は期間の通算が認められておりますが、ところが、国鉄に勤めておつた人が国家公務員になつて、そして同じ公社の専売の方へ身分がえした場合には、これは復帰組合員として期間を通算しないようになつております。これどういふわけがさういふことをしているのですか。みな同じように復帰組合員として期間通算するようない方をすべきぢやないかと思つたのですが、いかがですか。

○政府委員(権田良彦君) 今お示しの通りになっております。国鉄からたとえば国家公務員になって国鉄へ戻れば通算される。国鉄から国家公務員になって今度専売公社の方へ行くところまで切れる。こうなっておりますが、これはこの共済組合というものが、それぞれ独立の法人になっておりますので、その間の中だけの通算は認めておりますが、それ以外にわたる場合には、何と申しますか、新規採用と申しますか、そういうものと扱いを一つにせざるを得ないということ、今お示しのようになります。

○矢嶋三義君 新規採用のような扱い方をしなければ工合が悪いですか。通算してはどうしていけないのですか。  
○政府委員(権田良彦君) それは技術的に非常に困難でございます。在来の掛金をどうも回すか、あるいはその財政状態も、それぞれで違いますが、それをどう技術的に結びつけるか、そういう点に難点があるので実施できないと、かように了解しております。

○矢嶋三義君 岸総理も国民年金制度賛成だ、ぜひやりたいというので、今作業を始めています。国民年金にしろ、年金制度はいろいろあるものだから、その結びつけ工合、まあ、通算措置とか何とかいふんめんどうなことがあって、最近衆議院の社労委員会でも公聴会までやったようですが、まあ、今審議の対象になっていく。これらにしても、今まで幾つもばらばらにできておつたものを統括するといふことはむずかしいだらうけれども、長い将来のことを考えれば、若干むずかしい点があつても既得権を侵

害しないように、当事者にはマイナスにならぬで少しぐらいプラスになるということがあると思ふ。思ふので、そういうぐらいいい思ふので、できるだけすっきり統括するような方向をたどらないと、實際行政事務に困ると思ふ。だから、さういふ角度からいって、同じ公社だった、その程度のもので、少くも勤労者のためにプラスになるというより、な角度から検討したら、私はできぬこととは思ふ。やめるべきだと思ふ。やめてもらえませんか。

○政府委員(権田良彦君) その点はごもつとも御指摘でございます。先ほど私が答え申し上げましたのは、現在のあり方のゆえに、現状を御説明したので、ああいうふうになっておりますが、今確かに国民年金との間の、他の共済組合との間のいろいろな給付の調整、通算の問題、また共済組合間における今御指摘の問題は、実に重要な大きなポイントになっております。特に国民年金との関係は、よく御存じの通りに、社会保障制度審議会で今非常に熱心に、かつ慎重に御検討願つておりますので、私ども事務的には現在のあり方だけにこだわらずに大いに検討を要する点だと思つて、こ

ういふものとあわせて検討をいたしております。特にまた、長期給付の問題につきましても、この制度的な調整と合せておりますので、御指摘の点も検討中の重要な点でございます。○矢嶋三義君 その点は十分一つ、むずかしい点があるでしょうが検討をしていただきたいと思います。

最後に資料として要求し、また承わりたい点は、第二十八回国会で、国家公務員共済組合法を審議する場合に、衆議院審議の最終段階において、私も社会党におきましても部会でいろいろ検討いたしました。そして衆議院大蔵委員会でも付帯決議をなしたわけですが、これは与野党一致してなしたわけから探したのですが、ちよつと手に入らないので、これをプリントして一つお出し願ひたいと思つた。それからこの付帯決議を政府当局はいかように取り扱われたか、そのお答えを願ひたいと思つた。……今ちよつと事務局から案文をここに届けていただきましたが、まだ読むひまはないのです。が、どういふふうに取り扱ったか、お答え願ひたいと思つた。

○政府委員(権田良彦君) 仰せの通り、前国会の衆議院の大蔵委員会、国家公務員共済組合法案を可決する際に、付帯決議をおつけになりました。その決議の第三項でございます。その内容は、「医療機関等の規定について所要の改正を行い、あわせて次に掲げる事項等の長期給付に関する附則の規定を整備する必要がある」と、この決議をせられておるのであります。その一つは、「傷病年金、傷病給金について、増加恩給と同様支給を停止しないこととする」という点でございます。これは今回の附則第四第四項中、「増加恩給」とあります。下に「並びに恩給に関する法令の規定による傷病年金及び傷病給金」という文字を加えて、今回の今御審議願つております改正案で解決をいたしております。

それから第二は、「更新組合員の組合員期間に職員期間に準ずる国家公務員であつた期間で、運営規則の定めるものを加へる」という点でございます。これが、これはやはり今回の附則第五第三項に一号を加えて第三号といたしまして、「その他前二号に掲げる者に準ずる国家公務員又は地方公務員で運営規則で定めるもの」を追加いたして、解決いたしております。

その三は、「組合員期間二十年未満の者に支給する年金の資格年限のうちに旧組合員職員の在職期間で、運営規則の定めるものを加へる」という点でございます。これは先生が先ほど御指摘され、お答えいたしました点でございます。これは同じく今回の改正法案の附則第十一第一項に一号を加えまして、第五号といたしまして、「旧組合員に使用された者(運営規則で定める者に限る)であつた期間(その前又は後に引き続き職員であつた期間を含む)で施行日まで引き続いておるもの」のうち、職員であつた期間及び恩給公務員期間を除いた期間」を追加いたして、解決いたしております。

以上申し上げました通り、付帯決議で御要望になりました諸点は、すべてこの改正法案に織り込み済みでございます。○矢嶋三義君 この付帯決議が、出ました。この付帯決議は多く分けて三項目あり、その第三の点について今説明があつたわけですが、きのうもちよつと触れておきました。この付帯決議のうち重要な部分、これは参議院でも確認したわけですが、第一の点については、政府側で検討がはかっている。よすね、きのう説明員の方からちよつと説明がありました。この点については大蔵大臣の答弁を求めたい。

○矢嶋三義君 政府委員の答弁はなかなか明快で、私の質疑は時間の都合もある。この程度にとどめたいと思つた。私の党では、伊藤君が非常にこの法案について質疑をいたしたいと前々から理事の私の方に申し出ておつたわけですが、本日やむを得ない事情があつて来ておりませんので、私は先刻来の答弁で質疑を終りますが、伊藤君の質疑だけ願ひくは保留していただいて、次の、他に質疑する人がなければ、次の法律案の方に審議を移していただきたいと思います。

○千葉信君 私はまず第一に、質問に入る前に、そのたたいままで答弁をされた政府委員の資格について若干の疑義があります。この点についてお尋ねしたいと思います。この三つの公社にまたがる共済組合法の関係について、それぞれ鉄道公社は運輸省、郵政省は電気通信公社、専売公社の関係は大蔵省と、それぞれ主管がきまつており、それぞれの共済組合については主務大臣も明確になっております。けれども、しかし、国会に対して責任をもつて答弁される大臣の關係については、組織法上疑義があつて、従つて政府の方でも特に閣議で担当大臣を決定して出席をされておる、そういう経

ので保留しておきますが、後ほど次の宿舎関係の法律案のときにおそらく大蔵大臣が来るでしょうから、そのときに承わりたいと思つた。この公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、ただいま質疑がありました。あなたがたは政府委員ですか、説明員ですか。

○政府委員(権田良彦君) 私、政府委員です。  
○矢嶋三義君 政府委員の答弁はなかなか明快で、私の質疑は時間の都合もある。この程度にとどめたいと思つた。私の党では、伊藤君が非常にこの法案について質疑をいたしたいと前々から理事の私の方に申し出ておつたわけですが、本日やむを得ない事情があつて来ておりませんので、私は先刻来の答弁で質疑を終りますが、伊藤君の質疑だけ願ひくは保留していただいて、次の、他に質疑する人がなければ、次の法律案の方に審議を移していただきたいと思います。

線があります。ところが、運輸省の關係の政府委員がこの委員会に出席されて、鉄道公社の方の關係の共済組合の問題について答弁をされるならば、私は了承するけれども、質問が三公社全体にまたがった問題に關連して、たとえばさっきの退職手当の問題等について、何か三公社を代表するかのとき答弁があり、おそらくこれは担当大臣がたまたま運輸大臣にきまつたからという理由で、補佐の立場で来ておられるのかもしれないけれども、この点は私は答弁の行き過ぎだという見解なんです。担当大臣、どうですか。

○國務大臣(永野護) 千葉委員のお説の通り、本来は各省大臣がみんなそれぞれ責任を分担しておるのでありますから、一つの質問に三大臣がそれぞれ所管について答弁をすべきはであります。ただ實際問題といたしまして、同一性質のものに三大臣が別々に答弁いたしますよりは、一応共通の問題については整理いたしまして、便宜上運輸大臣が答弁いたしまして、それに対する責任は、各省大臣ともこれを自分の所管事務については、責任を負うという建前で、この議事を進めておる次第でございます。従いまして、事務的のこまかい部分については運輸大臣が説明するに適當でない部分は、運輸省から出ております政府委員が御説明申し上げまして、その点につきましては、それが他の所管省の担当部分のものに關しまして、政府全体の責任に關しての答弁だと御了承願いたいと思ひます。

○千葉信君 どうも担当大臣、私の質問の骨子を理解されておられないようですが、今お聞きになっておられた通り、矢嶋委員の質問に対して、単に鉄道公社關係、運輸省の所管事項關係だけの答弁ではない答弁をされておるわけですが、たとえば退職手当の問題に關連して、あの答弁のごときは、私はこれは運輸省關係だけの立場での政府委員としては、その答弁は少し自分の資格を誤まつている答弁だと思ひます。その点について大臣の見解をお尋ねしておるのです。

○國務大臣(永野護) ごく十二分に申しますと、お説の通り各大臣がそれぞれ来てその答弁を申し上げるべきはであります。ただ實際問題といたしまして、非常な事務に繁閑があるものでありますから、便宜上三大臣がそろつて出席いたしますから、運輸大臣の答弁をもつてその所管大臣の答弁にかへるといふ申し合せをしたわけでありまして、だから責任は担当大臣がございまして、ただし、特に重要な問題がございまして、御要求を願ひまして、たとえば大蔵大臣、たとえば郵政大臣の出席を求めるという御要求がございまして、もうまかしたからわれわれのじゃないという問題ではないのでありますから、喜んで出席して御答弁をいたすつもりであります。

○千葉信君 あまり私はこんな問題で時間も食いたくはありませんが、どうも担当大臣私の質問の意味をよく了解しておられないと思ひます。どうしてかという、今回運輸大臣が担当大臣として出られたのは、これは三つの省にまたがる問題である關係上、国会に對してはつきり担当大臣をきめて責任の限界を明らかにして、国会に對して責任を持つて答弁しなければなら

いという組織法上の建前から、政府としては今回わざわざ閣議であなたを担当大臣にきめたわけですが、ですからさういふ厳格な意味で考えるならば、各省ごとの政府委員がこゝへ来て自分の方の公社關係だけの問題ならばそれはよろしい。しかし、他の公社の關係等とも關係のある重大な問題について、退職手当の問題、大蔵省との折衝問題等についてはああいふ答弁をするということとは権限乱用である。それは担当大臣考えませんか。

○國務大臣(永野護) 各省間にわたる問題は各省間と協議いたしまして、あるいは各省が……。

○千葉信君 それはわかつています。○國務大臣(永野護) 別々に御答弁申し上げるのが、厳格な意味においては正確かもしれませんが、私が三省間の申し合せによりましてかわつて答弁申し上げるという意味の中に、三省間にわたる問題も總合してその政府の態度を御説明申し上げる資格を得ていると、こう私は考えております。

○千葉信君 大臣、どうしてさう質問の意味がわからぬのかね。三つの公社にまたがる問題についてそれぞれ主務大臣がある、しかし政府としてこの法律を出して国会でその責任ある答弁をするためには、各省ごとに答弁をできないから、だれか担当大臣をきめなければならぬ。それは国家行政組織法でも、内閣法でも明かです。責任の限界が明確でない場合は、閣議でだれかを担当大臣に指名してそれに当らせる、さういふ措置が今回私の質問に基いてはつきりしたわけですが、ところが、あ

なた方、この問題について答弁されることはいいけれども、この問題に關連する質問について、あなた以外の政府委員が公社だけの關係についての質問ならば私はさっきの答弁でもよろしい。しかし問題は公社だけの問題じゃなくて、三公社にまたがっている部分について運輸省から来ている政府委員が、あなたの運輸省では部下はしらぬけれども、この内閣法なり組織法に基く、これはあなたの部下ではないのだ、きょうは、あなたの部下とは違ふのだ。今のあなたが答弁されておられるのはこの法律に關連する担当大臣として来られておる。さうすれば運輸省のどの局長であらうと、この問題についてあなたの部下としての答弁はあなたにかつてでござい。さうだとすれば、さういふ見解からいけば、運輸省のだれであらうと、郵政省のだれであらうと、三つの公社にまたがる、三つの省にまたがる問題について答弁はできぬはずだ。さうでしょう。それをお尋ねしている。だからあなたの場合には氣の毒だけれども、ここにはあなた

の代理者として答弁するわけにはいかぬのだ、ああいふ問題について、あなたが答弁しなければいかぬ。その点があなたに明らかにならぬのですかと云うのです。簡単な理屈ですよ。ここに人

はみんななわかつてゐるはずだ。

○國務大臣(永野護) 私は今の私の方から出ております政府委員は、つまり鉄監局長は、その問題に關する限り私の部下でないという理屈が……。

○千葉信君 あなたにかつて答弁する資格はない。

○國務大臣(永野護) 私は必ずしも了承できないのであります。

○千葉信君 どうして了解できないのか。

○國務大臣(永野護) 私が私の口を通じて、かわつて、私が自分の発言をしなければならぬ私の口の延長だとお考えになることはできません。私が自分で説明するかわりに、たまたま事件が非常にかまかひにわたるものですから、それを私の省の政府委員にかつて答弁をさすということは、私は不可能ではないと考えておるのであります。

○委員長(永岡光治君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(永岡光治君) 速記を起して。

○千葉信君 質問に入りますが、どうも速記の上では、ただいまの質疑応答が結論として明確になっておりませんけれども、しかしまあ、時間の關係もありまして、私はそろそろ本論に入つて質問したいと思ひます。ただし、この際御注意申し上げておきたいことは、さっきのようなあやまちが繰り返してはならないこと、重大な問題については特に担当大臣が責任をもつて答えるようにしていただくことを条件として、大臣に希望しておきます。

そこで本題に入りますけれども、今度の共済組合法の關係は、健康保險法の一部改正法律に關連して、負担の増大という大きな問題になつてきて、私は健康保險法の審議に際して、社会労働委員長としての問題を担当したのですが、そこで特に健康保險法の關係については、どうしても

累積する赤字を何とかしなきゃならぬと、こういうことがあの法律改正の大きな前提です。今政府の方では、本法たる健康保険法に平仄を合わせる意味からこの改正を行うのだ、こういう御答弁になってきております。私はその政府の方針が、できるだけ社会保険制度を充実する。社会保険制度の中心問題としては、何といつても医療の保障である。そういう意味からいって必要に迫られて、他の方法がないために改正されたその健康保険法の改正に、平仄を合わせるという立場から、常々社会保険制度の充実ということを公約している政府としては、あまりにこのやり方はその公約に反し、政府としてのこのやり方としては、その母法に合わせるという方法をとるだけという答弁は、政府の答弁としては私は答弁にならないと思うのです。この点永野さんいかがですか。

○国務大臣(永野護) 千葉委員に伺いたいんですが、いわゆる一部負担の増額の問題でございまして。それは先ほど申しましたように、健康保険法と調子を合わせるためにやるということ、つまり健康保険法が変つたために、これを要するといふ点もむしろあるのではありません。ありますけれども、そればかりでなくて、今のお目につけた数字が、かつての決算においては、はつきりと相当な黒字を出してありますけれども、結果においてこれが赤字になるという見通しが出ております。それが健康保険法の関係において赤字が出るということがけしからぬじゃないか。つまり社会保険制度を遂行するためにできた法律が、逆に社会保険制度の妨げになるような結果になるのはけ

しからぬじゃないかという御質問と了解しようとしておりますか。今日のこの一部負担金の問題は、この現実をどうして補っていくかというために、それをやらざるを得ないという数字上の計算から、こういう案が出たのだと私は承知しております。解釈しております。

○千葉信君 どうもたよりない答弁ですが、これじゃ先に進めませんが、私は必ずしも今の答弁で納得するどころじゃありませんけれども、次に進めますが、大臣、少々勘違いされて答弁されておりますが、かりに永野さんが言われるように、どうも計算上将来赤字が見込まれるという、今のお話はその通りだったとしたならば、今回一部負担をすることによって組合員の負担が増大する。そのやり方の中で、はつきりここで一部負担に対する払い戻し云々であるとか、それを現金で払い戻すとか、あるいは付加給付の増額という問題とか、そういう措置をとるといふ答弁も先刻ありました。そういうことになりまして、今の永野さんの答弁、食い違つてきませんか。

○国務大臣(永野護) 私は食い違つてはいないと思ひます。と申しますのは、仮定の場合にどうするかというの、今の見通しでは余らない。むしろ不足するといふ見通しがあるから、こうしたのでありますけれども、万一、余つた場合にはこうするといふことを言っておるのでありますから、一方において余るというその可能性はあります。しかし、どちらの可能性が多いかと言へば、はつきりと不足することが、そのパーセンテージはわかりませんけれども、不足するといふ見通しの方が多

いといふのでありますから、そういう対策をとつたのであります。しかし、これは見通しでありまして、余る場合もあり得ますから、その場合にはこうするといふことを申し上げておるのであります。考えます。

○千葉信君 この際、私は鉄道公社関係の共済組合の問題について、実際にその経理が今の大臣の答弁のような状態か。そしてまた、大臣が答弁されたように、場合によつては、もう近々に赤字という格好になる状態にあるのか、その点、一つ運輸省のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(榎田良彦) 国鉄共済組合の短期経理の損益計算でございまして、先ほどもお答えしたように昨年度の決算はこうなつております。問題は、今後の見通しでございまして、この事業支出の点がどうなつてくるか。その場合に点数制の問題、あるいは療養給付を原則にいたしまして療養費払いをできるだけ本来の趣旨にのつとるようになつていきたいと思います。

その経費増が考えられます。それからまた、直営医療機関の見通し、御案内のように直営医療機関は、ただいまのところ相当な赤字を出してあります。これらについての考えを見ました経費増を今いろいろ試算して見ると、昨年度は二億九千万円ばかりでございますが、これでまた一部負担金でどのくらい入るかという方も、今まだかにはまだ計算ができておらず、一億が、まあ、私どもの試算では、一億の増ではないかと思つております。

ですが、それと、経費増を見ますと、見通しとしては、二年ぐらいの間にこの黒字を食ひおそれがあるはせぬかという経理的な見通しは、一応ただいま持つておりますが、まあ、この点について慎重に国鉄共済組合の方の数字も精査して次第であります。国鉄共済組合に関する限りは、この黒字といふものは、そう長続きはしないといふ見通しを今持つておるわけでござい

ます。

○千葉信君 引き続いての質問ですが、そういたしますと、この附則で考へられている付加給付の増額であるとか、それから一部負担金の払い戻しとか、ないしはまた、それを現金で行うとか、こういう問題は大体がほんとうの暫定的な、実際的にはもう絵にかいた餅みたいな終る可能性があるという確認に立つていいのですか。

○政府委員(榎田良彦) その点は、ただいま申し上げましたように、長期の見通しの関係でございまして。まあ悲観的に見れば、二年ぐらいいし持たないといふような数字も出てくるわけでありまして、それに至るまでの間に、単年度においては余る場合も想定できるわけでありまして、ごく過渡的に、従つてその場合にいろいろな別途積み立てるといふような方法を慎重検討いたさなければならぬので、検討しておるものであります。従つて先ほど申し上げたように、もし、これが長期に黒字になるというふうな見通しがはつきり立てば、理論的には掛金を下げるべきであるといふ先ほど申し上げたのは、その意味でありまして、従つて具体的には今御質問のように、この一部負担金の返還というものは、ど

のような方向をとるにせよ、相当過渡的なものであるといふ見通しは立てておる次第であります。

○千葉信君 そこで、質問は永野さんに戻りますけれども、おそらく永野さんもこの前の二十八国会で衆議院の大蔵委員会が国家公務員共済組合法を審議したときに、法律案の修正が行われ、それから付帯決議がつけられたことも御承知だと思ひます。特にこの修正の趣旨といふのは、三公社の職員についても、五現業職員、非現業雇用人と同様に、現行の退職手当より有利な特例措置が受けられるように本法を適用することとし、その支給額については別に法律で定める、これが修正の趣旨です。それから付帯決議にいたしましては、「附則第十四項による法律的措施は、公社の特殊性にかんがみ、他の職員と同様の処遇が確保されるよう、速やかに、できれば次期国会にこれを行うべきである」といふ法律案の修正と付帯決議がなされております。これ永野さん御存じでしたか。今の状態を見ますと、どうも今、係官の方から見せてもらつて、やつと今それ承知されたような格好だと思ひますが、いかがですか。これを知つておられますか。

○国務大臣(永野護) 大体のそういうふうな趣意のことがきめられたといふことは承知しておりますけれども、こまかく内容的に暗記しているといふ程度の理解の仕方じゃございません。

○千葉信君 永野さん、それじゃいかに提案されている責任者なんです。これと密接不可分の関係を持つて法律案の修正付帯決議です。しかも、この法律案を提出するには、当然そういう

問題も同時に解決されなければならぬというものが、この付帯決議の趣旨です。特にその付帯決議におきましては、次期国会ということをはっきりとたてておきます。まあ、次期国会といえは、通常国会で言ったんだから、次の通常国会だろやんという選挙もあるかもしれない。しかし、次期国会という以上は、少くもその次にどんな臨時国会、特別国会が想定されるにしろ、その国会が指向されている。そういうときまでに出せという国会の意思決定があつたのに、そつちの方は、国会が始まって委員会で追及されてから、やつと全文を見るなどという格好では、私はほんとうに責任ある態度とは思えないと思う。まあ、その点についていへば、あなたにこれ以上どうこうという責任を追及してみても、これは少し過酷にわたりますから、これ以上私は追及しませんけれども、しかし少くとも実に遺憾千万です。

ところで、この退職手当の問題について、退職手当をできるだけ均衡を得るように直すべきだというその問題について、たまたま、ちよどさつき私が冒頭にお尋ねしたように、一応答弁は政府委員からありました。筋違いだけれども答弁はありました。これは私は、ここで大臣に、この問題についてのはっきりした態度をこの際とつてもらわなければならぬ。さつきの大蔵政務次官の答弁によりますと、懲罰的な意味とか、報復的な意味は含まないという答弁がありました。その通りだと思ふ。しかし、永野さんがこの法律案を出される以上は、今回この共済組合法の関係、特に国家公務員の共済組合法の関係、あるいは三公社の関係、現

業の関係等について、いろいろ政府の中に折衝が行われたようです。で、私はそのそれぞれの三公社なり、もしくは、また主務大臣なり、あるいはまた、実際に財源を捻出する方の大蔵省の見解なるものの、はっきり私は知っておりません。おそらく永野さんも、自分がやったかどうかは別として、その交渉内容は御承知だと思ふ。その交渉の中で、さつき矢嶋君が聞いたような事実が実は遺憾ながらはっきりあるのです。大蔵省の方では、国家公務員の共済組合法、この前の二十八国会の、あのときの立法で、従来各省はばらばらな格好で所管しておつた共済組合の積立金が、資金運用部資金の方で一本で運用された。非常にこれに対しては反対が多かつた。反対が多いにかかわらず、とうとう政府の意向通り押し切られた。結論は、これが今度もまた三公社と大蔵省との間に、その問題についての折衝があつた。そうして、その過程の中で、大蔵省の方の立場として主張されておることは、やはりその三公社の共済組合の積立金についても、資金運用部資金の運用に、少くとも責任準備金の分については持つていくという意向がはっきりしてきていた。その問題が解決されなければ、退職手当の増額についての問題が解決しないという実際的な状態である。まず第一番に永野さんは、そういう事実をはっきり御承知になつておられるかどうか。それから第二番目には、その交渉は今後どういう見通しを持つておられるか。私はその内容にわたるそれぞれのはっきりした文書、文書としてははっきりそれぞれ意見が明確になつておる点をここに

持つておきますから、一応その二点について、まず永野さんに承わりたい。○国務大臣(永野護君) 公社の、少くも準備金を資金運用部の方に繰り入れるという要請のあることは、よく承知しております。そうして、私どもの立場からは、少しでも組合員の利益を多くいたしたすために、資金運用部に運用をまかせて五分何厘というよりは、あるいは他の方法によると、たとえば七分なり八分なり、または単に金の問題ばかりじゃなくて、もつと組合員が全般的に便利を享受し得る投資にした方がいいという観点から、私どもの方はそれに応じておるのが今更情でございます。そこまではよく承知しております。ただし、まあそれと引きかえといひますか、そのために今の退職手当の増額について、まあ言葉が悪いかもしれませんが、こう引かえのようなことで、できなくなつておるのだとは思ひませんので、この付帯決議に、この前の付帯決議でありまして、できれば次期国会に出すようにといううなことがあつたのでありますから、目下そういう交渉を継続しておりますが、できれば通常国会に出すように努力を続けております。

○千葉信君 佐野大蔵政務次官にお尋ねいたします。大蔵政務次官は、退職手当の問題に関するこの衆議院の大蔵委員会における付帯決議は御承知ですか。○政府委員(佐野廣君) 一応承知しております。○千葉信君 一応承知しておるというものは、ただ知つておるだけの意味ですか。○政府委員(佐野廣君) その程度はどうでございましょうか、一応担当官から前回の状況等を聞いておるというところに御了承をお願いしておきましよう。

○千葉信君 どうも大蔵省の政務次官ともあろう者が、あなたが、国会の中でもどういふことがきまつたか、国会で審議の状況がどうであるか、国会の意向がどういふものであるか等について、省側と連絡し、大臣と連絡し、大臣の意向がどういふものであるか、大臣の方針がどういふものであるかということについて、国会側と連絡をとるのが、あなたの任務じゃありませんか。そういう任務を持つておるあなたが、国会のこの付帯決議について、今ごろやつと、内容だけは知つておるが、その経過等についてはおれは知らぬから係官ということでは、これではどうも、あなたが十分職責を果しておる名政務次官とは思ひません。どうですか。○政府委員(佐野廣君) 率直に申し上げまして、千葉委員のように専門にこれを担当して事ここまかにやりになつた方とは違ひまして、ほかの方もやつておりましたので、この研究の程度に浅さのあることは認めざるを得ないと思ひます。

○千葉信君 今の答弁なつちよらぬ。浅い深いの問題ではない。あなたの責任のある問題です。あなたの省の所管の問題です。これは、退職手当というものは、大蔵省の所管の問題です。それをこの国会で、この審議の場になつたから、そんなことは知らぬということでは、これは落第じゃありませんか。そこで、私は重ねてあなたに、この問題は一体先刻来の質疑応答でもはつきり出ておるうちに、どうも大蔵省と三公社との間に話がまとまらぬ、まとまらない理由については、さつきあなたの答弁では、決して報復的な意味、懲罰的な意味は持つておらぬという話でしたが、今担当大臣から聞いても、かなりこの問題については、大蔵省と实际的にしく交渉が行われたことがはつきりしておる。なぜ一体、大蔵省はこういう共済組合法の提案は、これは大蔵省の専売公社の関係で関係の深い省でしよ。その共済組合法を提案するとき、なぜ一体前提条件たるべきその問題については、大蔵省としては迅速な措置をとらうとしなかつたのか、とらなければならぬ責任があるはずですか。

○千葉信君 速記をとめて下さい。

○委員長(永岡光治君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を始めて下さい。

それでは本案に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(永岡光治君) 次に、国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を続行いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 要求資料が出ておりますが、それらについての質疑は後刻に回して、この資料によれば、公務員宿舎がどういふように分布されておるかという点も詳しくわかるわけですが、それども、私どもが知りたいのは、あなた方の説明の中にもあるように、非常に大都市になると、宿舎が少い、なかなか宿舎が確保できない。そういう地域で公務員に宿舎を確保するように、以上努力するということは、けっこうなことだと思えます。そこで、これに関連して、政務次官、聞いておいて下さい、政治的な発言を求めたいのです、たとえば東京とか大阪という大都市になると、官庁が多い。大事な仕事をしておいて通勤距離は非常に長い。しかも宿舎がない。こうなると、宿舎を提供するというのも大事であると同時に、私は通勤費の問題がやはり起ってくると思うのです。それで資料を見て痛切に感ずるのですが、通勤費が最高六百元で打ち切られているわけですね。民間では実費を出している所もあるわけですが、私ちょっとあつてみたのですが、国電と都電というふうに、あるいは国電と私鉄、ちよつと乗りかえて一時間程度の通勤距離があれば、大抵の人は通勤費というものは実に千数百円払っている。だから例の六百元という最高額があるのだが、この宿舎の問題が出て、いい機会だと思ふのですが、僕は宿舎を確保するという計画を立てると同時に、通勤費の問題は、もう少し実情に沿うように再検討をする必要がある。かように私は考えているのですが、いずれ給与のところで深く伺いますが、そういう点についてどういふお考えでおられるか、承わってみたいと思ひます。

○政府委員(佐野廣君) 御指摘のように、最近の通勤のいろいろな費用等も相当かさんでおることになります。前回にこの通勤費の設定がありましたのが、いつであつたか私ただいま承知しておりませんけれども、通勤者の利便等のことも考えまして検討いたしたてみたいと思ひます。

○矢嶋三義君 もう一回承りますますが、宿舎、通勤費なんかというのは非常に不可分の関係にあると思ひます。通勤費はもう少し実態に沿うようにきめなければならぬと思ひます。この前ミニマム百円、マキシマム六百元という、機械的に全国全部一律にやりましたが、第一段階としてはあれでいいと思うのですが、実施後の状況を十分調査して再検討すべきだと思います。この前、検討してただけです。

○政府委員(佐野廣君) 通勤費の問題は、宿舎の関係ともちろん非常に近接

した問題だと思ひますけれども、この宿舎の方は、この中にもありますように、できるだけ居住制限をした者に、近い所にやりますとか、運営の上におきましてできるだけそういうふうな利便のある所へ宿舎を建設するというのも、これまた必要なことだと思ひます。で、矢嶋委員のおっしゃいます関係が大いにあるということにおきましては、そういう意味において特に私もおきましての配慮は十分いたさねばならぬと、かように考えます。

○矢嶋三義君 いずれ宿舎の建設計画はただしますが、それが十分でないとなれば、通勤費というものは実態に沿うようにしなければならぬと思ひます。私二、三の国会議員に聞いてびっくりしたのです。ちよつと池袋の先あたり私鉄でも乗ってくる所は、千何百円という通勤費を払っている。実情少しあつてごらん下さい。この前きめたのは、ああいう一時的にきめたので実情に沿わないというところはよくわかると思ひます。きょうは通勤費の問題を論ずるわけですから、この程度にしておきます。

次に、管財局長に伺いますが、建物を宿舎がわりに使っているのがずいぶんあります。国有財産建物を。まあ、私の郷里の熊本あたりにあるのですが、昔の師団長宿舎なんかりつぱな建物があるのです。師団長が住んだ。それで財務局長あたりに伺つてみますと、別に何も使つてないのです。見ると、財務局の職員が何人か独身者が泊つています。宿舎のようでもあるし、宿舎でないようでもある。きわめて不経済な使い方だと思ひますが、ああ

いう事例は私は全国にあるのじゃないかと思ひますが、あるのじゃないかと思ひます。管財局長としてはどういふお考えであられるのですか。あれは何か専門語でいへば宿舎財産といふのですか、そういうものの中にああいう種類のものが入つておりましたかどうか、おそろく入つていないのじゃないか。入れるなら入れるで、宿舎財産ならもつと宿舎財産らしく能率的にもつと改善しなければならぬと思ひますが、とにかく宿舎らしく改造もしない、払い下げもしない、事務にも使わない、遊休施設と申しますか、そういう形のもの全国にかなりあるのです。管財局長としてはどういふ見解を持っておられるか、承わりたいと思ひます。

○政府委員(實業正雄君) お答え申し上げます。御指摘のものと師団長の住んでおりました建物を、そのまま宿舎のようない使用を認めておるといふ個々の点につきましては、私詳細を存じ上げておりませんが、従来、物納財産でありましたとか、御指摘のような旧軍用財産等に、事実上人が住んでおるといふ例は、あつたようでございます。これは普通財産として大蔵省の管理すべきものでございます。こうした財産は、できるだけ早い機会に処分をいたすべきものだという考えでおるわけでございます。まして、一時そういう人たちが居住の用に充てておられますものはなるべく早く一般の宿舎……、どうしても必要なら向きに対しましては、行政財産である宿舎を付与する、貸与するといふ方針に切りかえまして、その間をしつくりさせるような努力を、今日まで続けてきておりますが、今後もその努力を続

けて、できるだけ早く、またどうしてもその普通財産を宿舎に今後使ふ必要があるという場合におきましては、普通財産として売却払いをいたしませんで、それをむしろ行政財産として、宿舎として管理するといふふうに切りかえるという措置を従来とつて参りました。多少の例外は残つておるかと思ひますが、大部分はそういう切りかえをしておることと信じている次第でございます。

○矢嶋三義君 国有財産の管理方針、実情という一般論になりますが、それはきょうの目的でないから触れませんが、しかし今の例をあげましたように、国有財産が非常に効率的に扱われていない例が多いので、具体的な例についてはいずれ個別の、機会を得て伺いたいと思ひますので、ただいまのところ、この問題についての質問はその答弁で了としておきます。

次に承わりたいことは、宿舎は給与の一部と考えておられるのですか、どうですか。

○政府委員(佐野廣君) これは必ずしも給与の一部というふうに解釈しない方がよいと思ひます。それは特に居所を指定いたしましたいろいろな例がありますので、また、その他必要に応じて宿舎を作つておられますので、必ずしも実質的にあるいはそういうふうになる場合があるかも知れませんが、そういうふうには考えない方がよいと思ひます。かように考えております。

○千葉信君 関連して、どうも今の政務次官の答弁おかしいですがね。提案されたこの法律案の第十二条の第二項によると、「無料宿舎は、国家公務員の職務に対する給与の一部として貸与

されるものとする。はつきり法文はあるじやありませんか。これはどういふことですか。今の政務次官の答弁と食い違つた法律の条文がありますよ。

○政府委員(佐野廣君) 大へん失礼いたしました。有料宿舎と無料宿舎との区別がありまして、私から今申し上げましたのは、有料の方でございましたので訂正いたします。

○矢嶋三義君 ところで私、宿舎と何つたのですがね、宿舎には公邸と無料宿舎と有料宿舎と三つあるわけですか。無料宿舎は、十二条の二項に、給手の一部として貸与すると、こうなつておる。そうすると、公邸というものは、どういふふうに考えたらいのかという点になりましてね。何いたい点は、一般職の職員に給手に関する法律で、これに宿舎を「無料」で貸与される場合においては、これを給手の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。と、こゝろ書いてある。「但し、この調整は、国家公務員のための施設宿舎に関する法律に定める公邸及び無料宿舎については行わない。調整は行わない」と、この一般職の職員に給手に関する法律の無料宿舎については、俸給表を調整しない、こゝろいう条文と、無料宿舎は職員の職務に対する給手の一部とするといふ、この条文とは、私は矛盾するやうな感じがするのですがね。それをちよつと示してもらいたい。それからその無料宿舎が給手の一部とすれば、公邸をどう考えたらいのか。そこでたとえば、国税庁の長官とか、調達庁の長官あるいは水産庁、林野庁の長官、それから海上保安庁の長官とか、こゝろいうところは、まあ公邸はないわけ

すね、公邸はここに十三あげられていわけです。この十三の職種の俸給表、これを検討する場合、公邸があるとなつて区別してやつてないと思ふのです。それは俸給表を見ればはつきりしてゐるのです。だから何といふか公邸というものは、上役になつたら一つ役得だといふやうな何かこぶみたいなものになつてゐると思ふ。意義がはつきりしてない感じがする。俸給表を作るときに何ら考慮されてない。その点をどういふふうに理解したらよろしいのか。ということは、あまり私は上司の宿舎ばかり次々に作つていくことは反対なんです。で、この表を見ても、まだ総理府総務局長の公邸、国立国会図書館長の公邸は、今は設置されてないわけですが、この法律からいへばすぐ設置しなければならぬはずですね。次の予算案あたりにその予算を組むのじやないかと思ひますが、私は必ずしも賛成しない、その意義が明確にならなければ、その点と国鉄とか電電公社、専売公社の總裁あるいはそれに準ずるもので、公邸に準じて無料で貸与されてゐる状況はどうなつてゐるのか。これは特別会計でなければ、国の予算と密接な関係があるもので、そういう三公社関係の公邸に準ずるやうなものはどうなつてゐるか、その点一つ事務当局、お聞かせ願ひたい。

○政府委員(佐野廣君) 前段の高給者に非常に公舎等があるじやないかと、これは役得じやないかといふやうな御意見でございましたが、私も必ずしもさういふのみに解してはおらないのであります。やはりそれぞれの地位に応じて、交際でありますとか、

そのほかいろいろな公けの場合に使用する場合が多いのでございまして、そういう場合に使用するために公舎を設けられたのであります。それから後段の方の公舎の方につきましては、この問題とは少し離れてゐるのじやないかと、私は今申し上げる段階じや、ないのじやないかと、しかし趣旨は大体これは同様じやないかと、かように解釈しております。

○矢嶋三義君 佐野次官の御答弁、不満ですが、あとで伺ひますけれども、予算委員会の関係で、大蔵大臣、お急ぎのようですから、大蔵大臣に二、三承りたいと思ひます。それはこの宿舎は、公邸と、無料宿舎と、有料宿舎とあるのですがね。これらの使用の仕方です。特に公邸の問題については、鳩山内閣以来ずいぶん世論を沸かしたわけなんです。できるだけ能率的にこれを運用するし、また国民の負担も多くなつてゐるやうな角度から、これを取り扱つていかなければならぬと思ひますが、その立場から、この総理官邸は、先ほど何いふと総理府本庁だ、昔のようには総理大臣が住居に、また事務をとつた総理官邸と性格が變つて、今は総理府の本庁だ。で、こゝろから総理官邸として、新たに公舎を借り上げてゐるのだと、こゝろいう説明ですがね。そうならば私はこの総理官邸とすうか、これは総理府本庁と、あるいは総理府本庁と名前を變更すべきだ。そうして総理の公邸が必

きやうのこの資料によるとつとふえて、これはあとでまた事務当局に伺ひますがね、非常に数字が違つてゐるのですね、きのうと。きやうの資料によると百八十五万九千円借り上げに出してゐる。これは非常に御都合主義だと思ひます。だから総理公邸が実際に必要ならば永久的にどうするか、それからその前に伺ひたい点は、今の総理官邸は昔の総理官邸の考えで、率直に言つと、ときどき自民党の青年部会、婦人部会に使つたり、やや公私混用してゐる点があるので、そういう点を厳格にやれば、あの今のいわゆる総理官邸で総理公邸はまかなえるのじやないか。そうすると別に作らぬでいいわけですから、まかなえるのじやないか、こゝろいう私が見解を持つてゐるのですが、総理官邸の名称の問題ですね。それからまかなえるかまかなえないか。それから総理公邸、ちやうど岸さんのお隣りに女優さんの適當な家が、あつたから借り上げておるといふのは、非常に御都合主義だと思ひます。が、そういうことでは困ると思ひますが、そういう点どういふふうにお考えになつておるか承りたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私の知らない点もございまして、そういう点は、事務当局から説明したいと思ひます。知らないといふのは、ただいまの名称の問題でございまして、これは何か理由は一応あるか、また理由がないならば、これは適當に処理すべきだと思ひます。今お話しになりましたやうに、いわゆる宿舎、公邸といふやうなもの、これが一時非常に住居が不足いたしました際に、いろいろな便法を講じて参つたやうでございまして、従ひまして

いわゆる一口に公邸あるいは宿舎といふやうな名前をつけてはおりますが、その使い方が、職務上どうしても公けの場所として必要だといふやうな場合もありまじやうし、またいわゆる住宅不足、そういう意味から住宅整備といふやうな意味でやつておる場合もある、いろいろあると思ひます。一般のものは別として総理官邸について考えてみますと、あそこは元宿舎のあつたことといふか、あそこで同時に住まいができるやうになつておつたといふことは、御承知の通りでございまして、その点が今なくなつておる。やはり別待遇という意味ではございませんが、公人として公的にいろいろ接見するといふやうなこともあるわけでございます。そういう意味で、今、公邸といふものが、ある程度必要だといふことも、これまた御了承をいただきたいと思ひますが、こゝろいふ、いわゆる大臣、次官、局長、こゝろいふものに対しては全部必要だといふやうなことを実は申すわけではございせん。中央の長、いわゆる行政官庁の長などは、ただいま申すやうな意味において公的な場所としての住居の整備といふやうなことも、実は必要でございまして、各省ともそういうやうなもののに対して公邸、官舎等を整備してゐる例が多いのでござい

ます。まあこゝろいふ点は一つ御了承いただきたいと思ひます。具体的には総理の公邸の問題でございしますが、ただいま金額が大へんためじやないかといふおしかりを受けております。これはどうも事務的な扱い方の間違ひであつた。と申しますのは、その半年分と一年分の相違だとい

うことをはつきり実は申し上げております。こういうような点は取扱ひ上の不備に基いたものでございます。もちろん、こういうものは借り入れと申せば、これは一時的な便宜なものとして処理されるのだと思ひます。購入という事になりますと、これはやはり永久的な処置だと実は思ひます。今回岸総理の場合におきましては、非常に公邸が便宜的な扱い方で処理されている、この点も御了承いただきたいのでございます。私も、御指摘になりましたように、名前がどうあろうと、また理屈がどうあろうと、非常な国民の負担を増すような処置はとりたくございませぬし、また、待遇の面からだけこの種の措置をとることは、私は制度あるいは思想として、必ずしも賛成するものではございませぬ。一面におきまして、先ほど申しますように、非常に住宅不足、こういうような意味から、住宅整備というようなことが考えられる。これなどは適当な方法だろうと思ひます。こういう意味で有料宿舎というような制度が生れてくる。しかし同時に、他面どうしても公的な機関としての長、それに対しての住居というものが、公けの場所として必要であるということ、これまた御了承いただきたい、かように考えております。

○矢嶋三義君　そこで、少し具体的に伺ひたいのですがね。衆参議長公邸も問題になっているのですけれどもね。たとえば参議院の議長公邸はあの不便な目黒にあって、年間三百六十万円の借り上げ料を払つておる。これは非常に割高ですよ、あの位置から見まして

も。私はこの衆参の議長公邸というものはかなり必要であり、政治をやつていくのに使う場合も多いわけで、私は国会議事堂の周辺の接収解除された土地にするか、あるいは国会周辺の適当なところに計画性をもつて建築すべきではないかと、こういう見解を持つておるわけですよ。計画性がないものです。から、李王さんのお屋敷なんかは、あれは当時は九千万円だったのですが、あの当時参議院の議長公邸として買取しておけば問題がなかったわけですが、それをやらなかったのに、年額三百六十万円も払つてあの目黒でほとんど利用価値はない。そこで見解を承わりたいのですが、接収解除された土地を使うというのも一つですが、私は議員会館ですね、これは国民の税金で議員に事務所を提供しておるのですが、国会に陳情に来た人たちがあれを利用しておるのですよ。また、議員諸公も助かつておるようです。しかも今土地造成というものが非常に重大であり、関心事のときに、あの木造の二階建てがたぐさんあって、第一、第二、第三と参議院とあって、土地を広く占有しておるということは不経済な話だと思ひます。だから今の建物はまだ使えるわけですから、使える間はそれでよろしいのですが、これがある程度老朽化して参つたら、次の段階においては、エスカレーターをつければ、どんなお年寄りの議員でも使えるわけですから、四階くらいは鉄筋の建物にすれば、エレベーター、エスカレーターをつければお年寄りの議員でも使えるのですから、土地が半分以下で済むと思ひます。そういうところに総理府の庁舎

が必要であるならば、総理府の庁舎を、今ばらばらになつておるのを、国会周辺にまとめる。そうして今のいわゆる総理官邸というものを総理公邸にも使える。そういう私は計画が立たぬことはないと思ひます。そういう私は将来を見通した全般的な計画を持つて、一時的には財政の都合もあるからいかなければならぬのじゃないかと思ひます。私見として申し上げるわけですが、これは大蔵大臣は所管大臣ですから、どういふお考えでおられるか、具体性を持つて一つお答えをいただきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君)　矢嶋君は私見だと言われますが、私も全面的に御意見に賛成でございます。そこで、いろいろ計画を進めておりますが、ただいまあります参議院の議員の事務所というか、その会館の問題等につきましても、あれだけの膨大な地域を取る必要はないと思ひます。これは適当なときにやはり立体的にこれを使うようにする。ことに国会を中心にしたしまし、あるいは官庁街を作るとか、ただいま言われる議員の利用の事務所等を考えると、あるいは両院議長の宿舎を立てまして、それぞれ準備を進めておるわけでございます。御承知のように、都市計画、道路計画もございいます。またいわゆる緑地計画、こういうものもありますし、また多数の官庁、さらにはまた、今御指摘になりました両院議長公邸であるとか、あるいはまた最近の国立劇場設備の問題であるとか、こういうものをあわせて、この限られた土地の中に、それぞれその場所を得るために、ただいま長期計画を構想の上において、実現可能なものから順次進めていくと、こういう措置をとつております。ただいま御指摘になりました通りの考え方をいたしておるということ、この際つけ加えて申し上げておきます。

○矢嶋三義君　次に、在外公館の長が公邸としてこの条文にうたわれておるわけですが、私、昨日事務局当局に伺つて、資料を出していただいたんですが、私、海外出張の機会というものは二回しかないのですが、在外公館の公邸的なもの、これは借り上げているのが割に多くて、これは資料で出ています。が、相当の金額なんです。それが実にみすばらしいの中にあるのです。ね、国際社会に復帰して外国に公館がある場合は、ある程度面子の問題もあると思ひます。これは国家財政との関連もあるわけですが、日本の出先機関ですら、高い借り上げ料を毎年払つて、そしてやつていくというふうなことは、非経済的なことなんです。これも年次計画を立てて、日本の国の体面が保てる程度のもので、年次計画で計画的に国有財産に移していくという計画があつてしかるべきだと思ひますが、それらの点についてはどういふお考え、御計画を持つておられるか、基本方針を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君)　在外公館の事務所についての御意見でございますが、これはもう御指摘の通り、ただいま大部分民家借り入れというのか、そういうものでまかなつております。これはなかなか家賃も高いし、うまく考えれば、むしろ家を作つた方がかえつて経費としては安いんじゃないかという、こういう実は場所すらあるのであります。ところが、御承知のように、最近非常に急速に在外公館がふえて、またもう一つは適当な土地を選ぶ、これがなかなかむずかしいという問題があります。と同時にまた、国によりましては、公館といへども、外交官の事務所といへども、外国人には土地は充たない、こういうふうな国があつたり、各国の事情で実はまちまちでございます。私も、今のような状況で推移することはあまり望ましくない、何とか整備したいということで、予算の許す範囲で順次整備していく、こういうことに努力はしております。ただ、今非常に困つておると思ひます。その見かけの問題もございしますが、事務的にも狭隘を感じていて、どうしても建て増しをしなければならぬ。こういうふうな場所も二、三カ所あるようなわけがあります。こういうようなものから、急を要するものからそれを取り上げてみよう、こういうようなことを計画いたしております。これはもう最近両院議員の方が外国に行かれました同じような感じを持たれ、私も日本国の代表として他国と交渉いたします場合に、今の状況では、まことに不便、不都合が多い、かように考えております。ただいま申し上げますように、金だとか、あるいは土地の選定だとか、あるいはその国の法制だとかいうような制約がありまして、思うようにいかないのですが、これまた御了承いただきたいのであります。

○矢嶋三義君 お忙しいよりですか、最後に二つばかり要望申し上げて、それに対する見解をお答え願うとともに、一つは質問となります。それは公邸の使用に当っては、使用並びに所管省としてこれを監督、監督するに当っては、厳重にしていたいただきたい。このたび提出された法律は、宿舎関係を整備する法律としては非常にできたとおもうのです。この運用自体は、非常にけつこうだと思えます。で、十分法の運用を厳重にしたいという要望と、それからもう一つは職務によって必要な人に提供するので、上司下司にかかわらず、下級職員でも、職種によっては非常に必要なのがあると思うのです。ところがこの表を見ますと、おおよそ上級職員に非常に多く宿舎がついて、下級職員は必要であるのに渡っていないというところがあります。そういう点、上級職員と下級職員にあまりとらわれることなく、その仕事の内容から、宿舎が必要かどうかという角度から扱っていくべきものではないか、これは要望を含めて伺うわけですか。

でも一目でわかるし、相当に僕は効果があるのじゃないかと思うのです。が、今度の大蔵大臣は非常にものわかりのいいお方なので、どういふ見解を持っておられるか、お忙しいよりですか、それだけをお伺いしまして私の質問を終わります。

○千葉信君 お急ぎのようですから、具体的な問題については政務次官その他からお聞きしておきますが、この法律案でいろいろ建設、維持、管理等の関係については、かなり具体的に規定されておりますが、宿舎の問題で一番問題のありますことは、貸与する場合の選定等の問題をめぐって、職場々々に非常にいやな問題が起つてくるのです。最近も私はある職場の職員から宿舎の問題について、入りたいからぜひ自分の職場の長のところへ行って交渉してもらいたい、交渉してくれ、と、だれでも解決されるようだから、こういう話がありました。私は感じが悪いのです。とうとう行きませんでしたが、それは参議院の職員の場合でもそういう点が非常に多いようです。ですから貸与する場合の選定の基準について、今度の法律はすこぶる善いと思います。大半が政令にまかせるのか、政令を見て、その政令も善いんです。ですからこれを一つもう少し、職場にいやな気分、それからまた、その問題をめぐって能率の低下を来たすようなことがあつては逆効果ですから、そういう点について、政令等の場合、十分大臣の方でお考え願って御決定下さることを、この際一応注文しておきます。これは私は質問ではなく、希望を申し上げておきます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 矢嶋君並びに千葉君からの御意見であります。ことに、矢嶋君の第一に御指摘になりました管理、監督と申しますか、これを一つ厳重にし、おそろくはつきりはおっしゃらなかつたが、公私の区別を明らかにしろ、また同時に、管理の面で遺漏なきを期し、その建物の保守等についても意を用いる、こういう点だろうと思ひます。まことにごもつともな点でありまして、私もさう考へます。

次に、千葉君の御意見も御一讀と思ひます。ただいままでのところ、宿舎を貸与いたします場合に、大蔵省といたしましては各省に戸数を割当てて、それから先は各省がどういふ職にこれを回すかというのをきめるわけでございます。そういう意味で政令等の規定があるのかと思ひます。私は矢嶋君がお話しになりましたように、長だとかあるいは上役だというので、これに優先的に考へろというのを考へるべきではないかと思ひます。ただ、長というのは数が少いものでございまして、非常に戸数は少くても、割当率というものを考へますと、非常にいいところへいくと思ひます。しかし、下級の職員でも非常に宿舎を必要とする職が多い。ことに私どものところでは、税務署の職員などになりまして、これはやはり民家を借り入れてやつておけることは、職務の性質上、あまりいいことじゃないと思ひます。あるいはまた、鉄道だとかあるいは電信電話とか、こういうようなところを考へてみますと、業務遂行上、やはり急に動員といふ言葉が強調されるかも知れませんが、緊急招集を必要とする

ような職種もあるわけでありまして。そういうようなものに対しては、やはり宿舎の割り当ての戸数をふやしていきまして、業務遂行上遺憾なきを期する、こういうようなことをいたさなければならぬと思ひます。こういう点を特に気をつけて参る、私は御指摘になりました御意見に全面的に賛成でございます。ただ、先ほど来千葉君の御意見では、なかなか実際に割り当てがうまくいっていない、こういうようなことがございまして、こういう点は、やはりお互いに遠慮なしに話をしていたことが望ましいので、もしそういうことで係りに話すれば、簡単に片づくのだというようなことがあれば、国会の議員にそういうお手伝いをさせてはまことに相済みないことですが、それまた職員のためでもありますから、どうか御遠慮なしにお話を願ひたいと思ひます。

それから第三の国立劇場の問題でございますが、これは矢嶋議員もかねてから特に熱心に御要望になつておられ、ことに私も今回の国立劇場の土地の選定なり、またその規模等について、両院の議員の方々から非常に御理解ある、計画遂行に協力されておられますので、この意味において私どもも非常に扱い方が案であつたと、かように実は思つておるのでございまして。ただいまのところでは大へんおくれまして、来月の十二日ですか、国有財産審議会を開くことにいたしました。それからその運びになりました。よりやうく土地の最終決定をみるかと思ひます。そういう運びになつておることを一つ御了承を願ひまして、ただいま半蔵門のところ、あの軍の方の建物が返つてきたその機会に、同時にまた警視庁職員の宿舎等がございまして、それに對しまして、ある程度他に移転してもらふというようなことで敷地を確保する方法をたゞいま講じておる次第でございます。警視庁と十分相談して、そろそろたゞいま申し上げますように、あの土地を国立劇場と同時にまた最高裁の庁舎と、その二つに割り当てていくということで計画を進めております。おそろく十二日に審議会にかかけますならば、皆様の御賛同を得られるのじゃないか、そういう段取りまで運びましたことを御報告いたしておきます。

○矢嶋三義君 政務次官、さっきの国鉄、電電公社、それから専売公社ですね、この三公社の総裁の入つてくる家といふものは、これは無料で入つていく、公邸に準ずるようなものなんですよ。

それから最後にもう一つ、最後の第三点は、今、国会周辺の土地の問題が出ましたから伺ひますが、国立劇場、あれはパレス・ハイツが敷地になつてゐるのです。日本が文化国家を主唱して、外国の人もこれから参るわけですが、国民に對してもまた外国の人に對しても、さすが日本だ、りっぱなものがあるなという、見ばえのするものを作りたい、そういう立場からいへば、パレス・ハイツの正面に作りますと、あれは警視庁の方から見てもどこから見

ても一目でわかるし、相当に僕は効果があるのじゃないかと思うのです。が、今度の大蔵大臣は非常にものわかりのいいお方なので、どういふ見解を持っておられるか、お忙しいよりですか、それだけをお伺いしまして私の質問を終わります。

次に、千葉君の御意見も御一讀と思ひます。ただいままでのところ、宿舎を貸与いたします場合に、大蔵省といたしましては各省に戸数を割当てて、それから先は各省がどういふ職にこれを回すかというのをきめるわけでございます。そういう意味で政令等の規定があるのかと思ひます。私は矢嶋君がお話しになりましたように、長だとかあるいは上役だというので、これに優先的に考へろというのを考へるべきではないかと思ひます。ただ、長というのは数が少いものでございまして、非常に戸数は少くても、割当率というものを考へますと、非常にいいところへいくと思ひます。しかし、下級の職員でも非常に宿舎を必要とする職が多い。ことに私どものところでは、税務署の職員などになりまして、これはやはり民家を借り入れてやつておけることは、職務の性質上、あまりいいことじゃないと思ひます。あるいはまた、鉄道だとかあるいは電信電話とか、こういうようなところを考へてみますと、業務遂行上、やはり急に動員といふ言葉が強調されるかも知れませんが、緊急招集を必要とする

それから第三の国立劇場の問題でございますが、これは矢嶋議員もかねてから特に熱心に御要望になつておられ、ことに私も今回の国立劇場の土地の選定なり、またその規模等について、両院の議員の方々から非常に御理解ある、計画遂行に協力されておられますので、この意味において私どもも非常に扱い方が案であつたと、かように実は思つておるのでございまして。ただいまのところでは大へんおくれまして、来月の十二日ですか、国有財産審議会を開くことにいたしました。それからその運びになりました。よりやうく土地の最終決定をみるかと思ひます。そういう運びになつておることを一つ御了承を願ひまして、ただいま半蔵門のところ、あの軍の方の建物が返つてきたその機会に、同時にまた警視庁職員の宿舎等がございまして、それに對しまして、ある程度他に移転してもらふというようなことで敷地を確保する方法をたゞいま講じておる次第でございます。警視庁と十分相談して、そろそろたゞいま申し上げますように、あの土地を国立劇場と同時にまた最高裁の庁舎と、その二つに割り当てていくということで計画を進めております。おそろく十二日に審議会にかかけますならば、皆様の御賛同を得られるのじゃないか、そういう段取りまで運びましたことを御報告いたしておきます。

○矢嶋三義君 政務次官、さっきの国鉄、電電公社、それから専売公社ですね、この三公社の総裁の入つてくる家といふものは、これは無料で入つていく、公邸に準ずるようなものなんですよ。

それから第三の国立劇場の問題でございますが、これは矢嶋議員もかねてから特に熱心に御要望になつておられ、ことに私も今回の国立劇場の土地の選定なり、またその規模等について、両院の議員の方々から非常に御理解ある、計画遂行に協力されておられますので、この意味において私どもも非常に扱い方が案であつたと、かように実は思つておるのでございまして。ただいまのところでは大へんおくれまして、来月の十二日ですか、国有財産審議会を開くことにいたしました。それからその運びになりました。よりやうく土地の最終決定をみるかと思ひます。そういう運びになつておることを一つ御了承を願ひまして、ただいま半蔵門のところ、あの軍の方の建物が返つてきたその機会に、同時にまた警視庁職員の宿舎等がございまして、それに對しまして、ある程度他に移転してもらふというようなことで敷地を確保する方法をたゞいま講じておる次第でございます。警視庁と十分相談して、そろそろたゞいま申し上げますように、あの土地を国立劇場と同時にまた最高裁の庁舎と、その二つに割り当てていくということで計画を進めております。おそろく十二日に審議会にかかけますならば、皆様の御賛同を得られるのじゃないか、そういう段取りまで運びましたことを御報告いたしておきます。

のを扱うとか、最近はどうか知らぬが、国鉄の總裁が地方に出張するとき、特別列車まで出してあったのだ、今どうなっているか知らぬが、いくら公社になっても自由にできるものじゃないと思うのです。これは干渉しない程度にやはりバランスというものを考えなければならぬと思うのです。その点は注意を喚起しておきます。

給与のさつきの答弁をもう一べんいたしたいのですが、無料宿舎の方は、職員の職務に対する給与の一部として出すことですが、公邸というものはどう考えておられるのか。役職につくということの解釈になるのですか。そうすると、さつき言ったように、外局の長官、林野庁とか水産庁とか、海上保安庁とか、こういうところの長官あたりの宿舎というものはどうなっているのか。決して私は俸給表をきめるとき、そういうことは計算に入れていないと思う。これは俸給表を見てもわかる。特別職、一般職の俸給表を見て、これは宿舎があると何かというところを計算に入れて表を作っている、私は直感でそう感じます。

ところが、実際見ると、きのうはめておいたのですが、「もっぱら居住者の私用に供するものを除く」、こういう活字を入れたことはけつこうだ。倫理規定の役目を果たすかもしれないとほめておきました。ところが、きょう出た資料を見ますと、電気、水道、ガス、相当な金額ですね。これは「もっぱら居住者の私用に供するものを除く」というようなことは、実際問題としてできることじゃないのだし、そういうことを勘案すれば、この公邸扱いの人

は、相当国民の税金によってよく処遇されているということになるわけですね。それだけにこの公邸に入っている人は、やはり自衛自戒してその公邸を効率的に使う心がけがなくてはならぬと思う。その心がけは私は不十分だと思ふ。それが十分でなければ、公邸などというものはよく限つたものにして、あと全部やめてしまふ。それで金が出たら、それぞれ下級公務員の宿舎でも作った方が、よほど私は適当だと思ふ。こういうような実情というものは、官僚国家時代のやはり遺産です。そういう立場で私はこの法の整備ができただけに厳重にやらなきゃならぬ、かように考える。意見を述べながら伺つたわけですね。お答え願います。

○政府委員(賀屋正雄君) 御指摘の通り、無料宿舎は給与の一部として取り扱うことをはっきり明文で書いてございす。公邸につきましては、その間そのような規定がございせん、というふうな観念すべきであるかという点であります。公邸は現行法におきましても十條、それから改正法におきましても大体同様の条文を設けまして、大体特別職の重要な職務の方々を限定的に列挙いたしております。これだけを特に選びました理由として、はつきりきまつた基準があるわけではございせんが、大体職務の性質、それから沿革的な理由もあろうかと思ひます。それから特に他との折衝の多い少ないといったような点も考慮いたしまして、この程度にとどまつておるわけではございまして、従ひましてこの公邸は、観念的にはやはり職務をそこで遂行する、まあいずれも特別の、各

省の庁舎にそれぞれ大臣室というものが設けられており、その他ここに列挙されております職務の方々、いずれもその官庁の建物の中に特別の部屋があるわけではございす。しかしながら、こういした方々はその勤務時間中、その官省においてだけ仕事をすることはどうしても不十分である。時をきらず仕事をし、人に接する、内部の会合を設けて重要事項を打ち合せる、そういうたよりな必要から、特に居住と公務を執行する場所とをあわせてこういう公邸を設けておるのであるかと思ふのでございまして、まあそのうちその点の區別を、今回はガス、水道料といったような点につきましては、あるいは部品の点につきましても、はじめをはつきりさせようといはれておるわけではございす。結局無料宿舎と同じような考え方になるわけではございまして、まあその点では無料宿舎と同じように給与の一部と見ることができると考えるのでございす。

それから御指摘がありました一般職の職員の給与に関する法律第五條第二項に、「宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合において、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員のための施設宿舎に関する法律に定める公邸及び無料宿舎については行わない」という規定が設けられております。これは宿舎法は御承知の通り、昭和二十四年にできた法律でございまして、この一般職の職員に関する法律に先だつて立法せられておりま

したような関係もありますので、このような但し書も設けたというふうには私は考へております。

○千葉信君 政務次官にお尋ねいたしますが、新しく国家公務員の宿舎法が制定されるに當つて、大蔵省の方として、これに関する政令等用意されておられますか。

○政府委員(佐野廣君) ただいままだ成案を得ておりません。各省に關係いたしてありますので、目下鋭意研究中でございす。

○千葉信君 そうなるとちよつと問題だと思ふのですがね。どうしてかといふと、かなり重要な事項が政令に委任されているのです。特に問題になりますことは、先刻来いろいろ御質疑がありました。大体その建設、維持、管理等については、まああまり問題にならない程度にはつきり規定されております。先ほど大臣がおいでになるときに触れましたけれども、私はこの宿舎の關係、公邸それから無料宿舎の場合には、かなりはつきりと規定されております。それから問題はないようにですが、有料の宿舎等の場合、非常に貸与者の決定の問題でいろいろな問題が起つておる。いただきました資料によつても、総体の人員としては七十三万四千、そのうち実際もう既設戸数として使われているものが八万二千、いろいろな事情でどうしても必要と思はれるその戸数というのは十四万四千、これが大体必要と思はれる人員数二十万六千ということになって、その割合が三六%、この三六%だけの職員はいいけれども、それ以外の職員の中に、つまり大蔵省の方でも必要と思はれる十四万四千という数だし、この人たちは

非常に宿舎に入ること希望している職員です。しかも、さつきもちよつと触れたように、たとえはその選定の基準が、現在の法律ではかなり今度の新しい法律案も含んで、だれを一体入居させるか、どういふ人に選定するかというこの基準については、すこぶる不明確です。政令もそうです。十二條、十三條から十四條に至る現在の法律、それから同じくこの法律の施行に關する政令を見ましても、実際にその選定の基準というものが非常にあいまいです。そのために各職場ごとにいろいろな不愉快な気分がみなぎつたり、まあ、たとえば職場の長に委任されている關係上、その職場の長の権力行使の一つにもなつてゐる。何か有力な人に頼めば、簡単にその人が入るといふ状況もしょつちゅうあるようだし、これはこの周辺の私どものいる周辺の国会の職員諸君の場合でも、その問題は同様なんです。ですから私はせめて法律ではつきり規制しないならば、政令でももう少し具体的に規制する必要があると思ふ。たとえば勤続年数によるとか、もしくは上級者によるとか、私は上の者はほとんど公舎、公邸もしくは宿舎に入つてゐることをいかにぬとか何とかというやばなことは言ひません。が、少くともつと公平な格好でこの問題は処理される必要がある。その場合には、方法は二つありやと思ふのです。一つは、はつきり法律なり政令なりで問題が起らぬように一応の順序とか選定の基準とか、それを明らかにきめておくとか、ないしはまた各職場の長、各省庁にまかされてゐるようですが、その場合に何とかこの問題について納得づくで問題が解決するような方

されたのですが、北九州、南九州が下である、というの私は九州出身から言うのじゃありませんが、北海は大きいのはわかるが、これはどん

もないことだと思ひます。北九州は  
 大抵非常に人口が稠密なところで、宿  
 舎のないところで困つてゐる。それか  
 ら南九州は、あなたの部下に聞いてこ  
 らんなさい。博多までは行つてもいい  
 が、博多から南熊本、鹿児島、宮崎は  
 ごめんだと言つて、役人なかなか行き  
 たがらぬ。転任したら、行つて翌日く  
 らいから、大阪とか東京へ歸れるよ  
 りに運動している。しりが落ちつか  
 ない。そういう地域はむしろ宿舎の充足  
 率を高くしなくちゃならぬと思ひ、  
 に、北九州が二九%、南九州が三一%、  
 一番低いといふことは、これは公平に  
 見て妥当じゃないと思ひますが、ど  
 うしてこういう数字になつてゐるのか、  
 本年度の建設計画を見ても、格別にあ  
 んばいしてないようだが、私は適當  
 でないと思ひます。今後計画を修正す  
 べし、来年度においては実情に沿うよ  
 うに直す用意があるかどうか、答弁次  
 第では再質問いたします。

○政府委員(賀屋正雄君) 北九州、南  
 九州は水準以下の充足率になつてお  
 りますが、これはおそろしくここに既設戸  
 数として上つております八万二千三百  
 二十三戸でございますが、これは公務  
 員宿舎法ができてから建つたもの  
 が約半数でございます、それ以前から  
 の古い宿舎がやはり半数でございます  
 て、その古い宿舎がこの北九州、南九  
 州地方に少かつたといふことから、こ  
 ういふ数字が出てきてゐるのも一つの理  
 由だと思ひますのでございます。でき  
 るだけ地域的なアンバランスのないよ  
 うにすべきものであるといふことは、お  
 説の通りでございますので、本年度は  
 十分とは申せませんが、南九州をこら  
 んいただきますと、相当絶対数におき

ましては多くの戸数を予定いたして  
 るわけでございますが、来年度以降に  
 つきましても、この点については十分  
 気をつけて参りたいと思ひます。

○矢嶋三雄君 終ります。

○委員長(永岡光治君) 速記をとめて  
 下さい。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を始めて  
 下さい。

他に御発言もなければ、質疑は尽き  
 たものと認め、これにて質疑を終局す  
 ることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(永岡光治君) 御異議ないも  
 のと認めます。

他に御発言もなければ、本日はこれ  
 にて散会いたします。

午後四時四十五分散会

十月三十日本委員会に左の案件を付託  
 された。

一、科学技術会議設置法案(予備審  
 査のための付託は九月二十七日)